

◎新湊中央文化会館

2019年4月1日施行

ホール等

(単位：円)

施設名	使用日 の区分	基本使用料							超過料金 (1時間につき)
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜	全日		
		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時		
大ホール	平日	40,440	80,880	118,620	99,750	175,910	201,530	20,220	
	土・日・休	46,510	93,010	136,410	114,710	202,300	231,760	23,250	
小ホール	平日	10,560	21,120	30,980	26,050	45,940	52,620	5,280	
	土・日・休	12,140	24,290	35,630	29,960	52,830	60,510	6,070	
リハーサル室		2,530	5,050	7,410	6,230	10,990	12,590	1,260	
楽屋1		1,220	2,430	3,560	3,000	5,290	6,050	610	
楽屋2		1,220	2,430	3,560	3,000	5,290	6,050	610	
楽屋3		810	1,620	2,380	2,000	3,520	4,040	410	
楽屋4		810	1,620	2,380	2,000	3,520	4,040	410	
楽屋5		810	1,620	2,380	2,000	3,520	4,040	410	
展示室(全面)		8,040	10,720	15,540	10,720	16,340	19,540	2,680	
展示室(半面)		4,020	5,360	7,770	5,360	8,170	9,770	1,340	

備考

- 使用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の大ホール及び小ホールの使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が1,000円を超え2,000円以下の場合にあっては、100分の120
 - 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあっては、100分の130
 - 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあっては、100分の150
 - 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあっては、100分の180
- 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的(以下「商業宣伝等の目的」という。)をもって使用するときの展示室の使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
- 大ホール、小ホール及び展示室を練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。
- 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

練習室

(単位：円)

施設名	基本使用料											超過料金 (1時間につき)
	3時間まで	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	
練習室1	3,300	4,400	4,950	5,500	6,050	6,380	6,710	7,040	7,370	7,700	8,030	1,100
練習室2	3,300	4,400	4,950	5,500	6,050	6,380	6,710	7,040	7,370	7,700	8,030	1,100
練習室3	5,760	7,680	8,640	9,600	10,560	11,140	11,720	12,300	12,880	13,460	14,040	1,920

備考

- 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。
- 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

・屋外展示場は貸出しを廃止します。